群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託契約書（案）

　委託者 群馬県防災航空センター（以下「甲」という。）と受託者○○○○（以下「乙」という。）とは、群馬県が所有する防災ヘリコプターの運航管理業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別紙「群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託仕様書」に基づき、甲が所有するレオナルド式ＡＷ１３９型ヘリコプターの運航管理業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託するものとする。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、令和８年１月１日から令和１２年１２月３１日までとする。

２　甲及び乙は、契約期間中に本契約を解除する場合は、契約期間中における各年度の３月３１日までに相手方に契約を解除する旨の通知を行うものとし、当該通知が無い場合は、契約期間中の各年度の予算の範囲に基づき、各年度同一条件でこの契約が履行されるものとする。

（委託料）

第３条　甲は、委託料として、金○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額金○○○○円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第４条　乙が、甲に納付すべき契約保証金は免除する。

（委託業務完了報告書）

第５条　乙は、毎月の業務完了後、遅滞なく委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検　査）

第６条　甲は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から１０日以内に委託業務の成果について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第７条　甲は、前条の検査を終了した後、乙から適正な支払請求書を受理したときは、３０日以内に委託料を支払わなければならない。なお、支払いは別表により毎月払いとする。

（履行遅滞の責任）

第８条　乙は、正当な理由によらないで、委託業務を実施できないとき及び予め甲、乙協議の上、決定した期限までに委託業務が完了できないときは、甲が委託業務の未履行分に相当する委託料相当額として定める額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

（機密の保持）

第９条　乙は、誠実に委託業務を履行するとともに、委託業務処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（委託業務の調査）

第１０条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告もしくは資料の提出を求め又は必要な指示をすることができる。

（委託業務内容の変更等）

第１１条　甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止させることができるものとする。

　　この場合において、委託料等に変更が生じる場合は、甲、乙協議してその額を決定するものとする。

（損害賠償）

第１２条　乙は、委託業務の実施により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその損害を賠償しなければならない。

　　ただし、天災地変等、不可抗力によって生じた場合はこの限りではない。

２　乙が賠償する場合、甲が加入する航空保険により支払われた金額を以て、乙は前項の経費を負担したものと見なすが、免責金額及び損害にかかる経費が航空保険により支払われた金額を超える場合にその超える損害額については、甲、乙協議のうえその額を決定するものとする。

３　甲の責めに帰する理由により乙に損害を与えた場合は、甲が負担するものとし、その額は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（契約の解除）

第１３条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込みがないと認められるとき。

（２）甲が危険を感じる程度に、乙が不安定又は不確実な操縦又は整備等をしたとき。

（３）乙が正当な理由によらないで、この契約条項に違反したとき。

（４）乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という）であると判明したとき。

（５）本契約に係る下請契約、委託業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

（違約金）

第１４条　乙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の　10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

２　乙は、前条の規定により、この契約を解除された場合において、前項に規定する違約金を超える損害を与えたときは、その超える金額を甲に支払わなければならない。

（権利義務譲渡等の禁止）

第１５条　乙は、この契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第１６条　乙は、甲の承諾を得ないで、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（費用負担）

第１７条　この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則及び法令遵守）

第１８条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　乙は、航空法その他の法令を遵守し委託業務を実施しなければならない。

（協　議）

第１９条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議してこれを決定するものとする。

（暴力団員等による不当介入があった場合の届出義務）

第２０条　乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

　この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　甲　　群馬県前橋市下阿内町３７７－２

 群馬県防災航空センター所長　福田正之

　 乙